

「新栃木変電所」南側エリア
データセンター整備事業

募 集 要 項

令和8年4月30日

宇都宮市

《 目 次 》

I. 募集要項の位置付け.....	1
1 データセンターの立地誘導に向けて（民間事業者募集の趣旨）	1
2 募集要項について.....	1
II. 事業対象地に関する事項	2
1 宇都宮市の位置.....	2
2 事業対象地の位置と概要	3
III. 募集内容に関する事項	6
1 募集対象とする事業者	6
2 事業者決定の流れと想定事業スケジュール	7
3 提案いただく内容.....	8
IV. 応募資格に関する事項	10
1 応募者の構成等.....	10
2 応募者の資格要件.....	10
3 応募企業及び応募グループの構成員の制限	11
4 参加資格確認基準日	11
V. 事業者の募集に関する事項	12
1 事業者の選定.....	12
2 募集スケジュール.....	12
3 応募の手続き.....	13
VI. 提案に関する基本条件	17
1 費用負担.....	17
VII. その他.....	17
1 本募集要項に関する問合せ先	17

I. 募集要項の位置付け

1 データセンターの立地誘導に向けて(民間事業者募集の趣旨)

宇都宮市(以下「本市」という。)では、「第6次宇都宮市総合計画」におきまして、「社会経済環境が大きく変化する中であっても、本市が人や企業から選ばれ、将来にわたって持続的に発展するよう、地域経済を牽引する産業の創出・育成に取り組むとともに、本市の特性・強みを生かした、新たな産業団地の造成の検討も含め、産業集積の促進を図る」こととしており、こうした将来像の実現に向け、「宇都宮市都市計画マスタープラン」におきまして、土地利用の基本的な考え方や都市づくりの方向性を明らかにし、まちづくりを総合的かつ一体的に進めております。

事業対象地は、市街化調整区域であり、農振農用地であるものの、栃木県内の再生可能エネルギーが集積する超高压変電所である「新栃木変電所」に隣接し、比較的早期に大規模な電力の供給が可能であるなど、電力インフラの活用において、特に高い優位性を有するとともに、東北新幹線の停車駅である「JR宇都宮駅」から約1.3kmに位置し、「東北自動車道上河内スマートインターチェンジ」から約5km、西側には「県道63号線」が近接しているなど、良好なアクセス性のほか、洪水、土砂災害、液状化のリスクが低い地域であるなど、「データセンター」の立地誘導を図る適地であります。

また、データセンターの立地は、税収効果などの直接効果に加え、デジタル人材育成などのまちづくりへの波及効果の創出が見込まれるほか、事業活動の活発化を促進し、関連企業の誘致・投資の呼び水となることはもとより、データセンターの立地による関連企業の定着など、本市の「稼ぐ力」の向上への寄与が期待できます。

こうしたことを踏まえ、本市では、「東京電力パワーグリッド株式会社」(以下「東電PG」という。)と連携を図りながら、地権者の皆様の御理解と御協力のもと、当該地域への「データセンター」の立地誘導に向けて、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域に相当の経済的効果を及ぼす民間事業者等が行う「地域経済牽引事業」を促進する「地域未来投資促進法」を活用するとともに、「新栃木変電所」のポテンシャルを最大限に生かし、より高い効果が得られる民間事業者(データセンター整備事業を実施する者)を募集することとしたところであります。

2 募集要項について

この募集要項は、「地域未来投資促進法」に基づき、「栃木県基本計画」の重点促進区域に設定した「新栃木変電所」南側エリアにおいて、データセンター整備事業(以下、「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)を「公募型プロポーザル方式」にて選定するにあたり必要な事項を定めるものです。

応募する者(以下、「応募者」という。)は、募集要項に基づき、必要な手続きを行うこととします。

「募集要項等一覧」に示す資料一式を、募集要項と一体のものとし、「募集要項等」と表記します。

<募集要項等一覧>

- ・募集要項
- ・別添1 提案審査基準書
- ・別添2 様式集
- ・別添3 基本協定書(案)
- ・別添4 覚書(案)

II. 事業対象地に関する事項

1 宇都宮市の位置

本市は、栃木県のほぼ中央、東京から北に約100kmの距離に位置し、面積は416.85km²で、県土の約6.5%を占めています。

南北には東北新幹線、東北自動車道、一般国道4号が、東西には北関東自動車道が市内を貫くなど、主要な交通が交差する要衝になります。

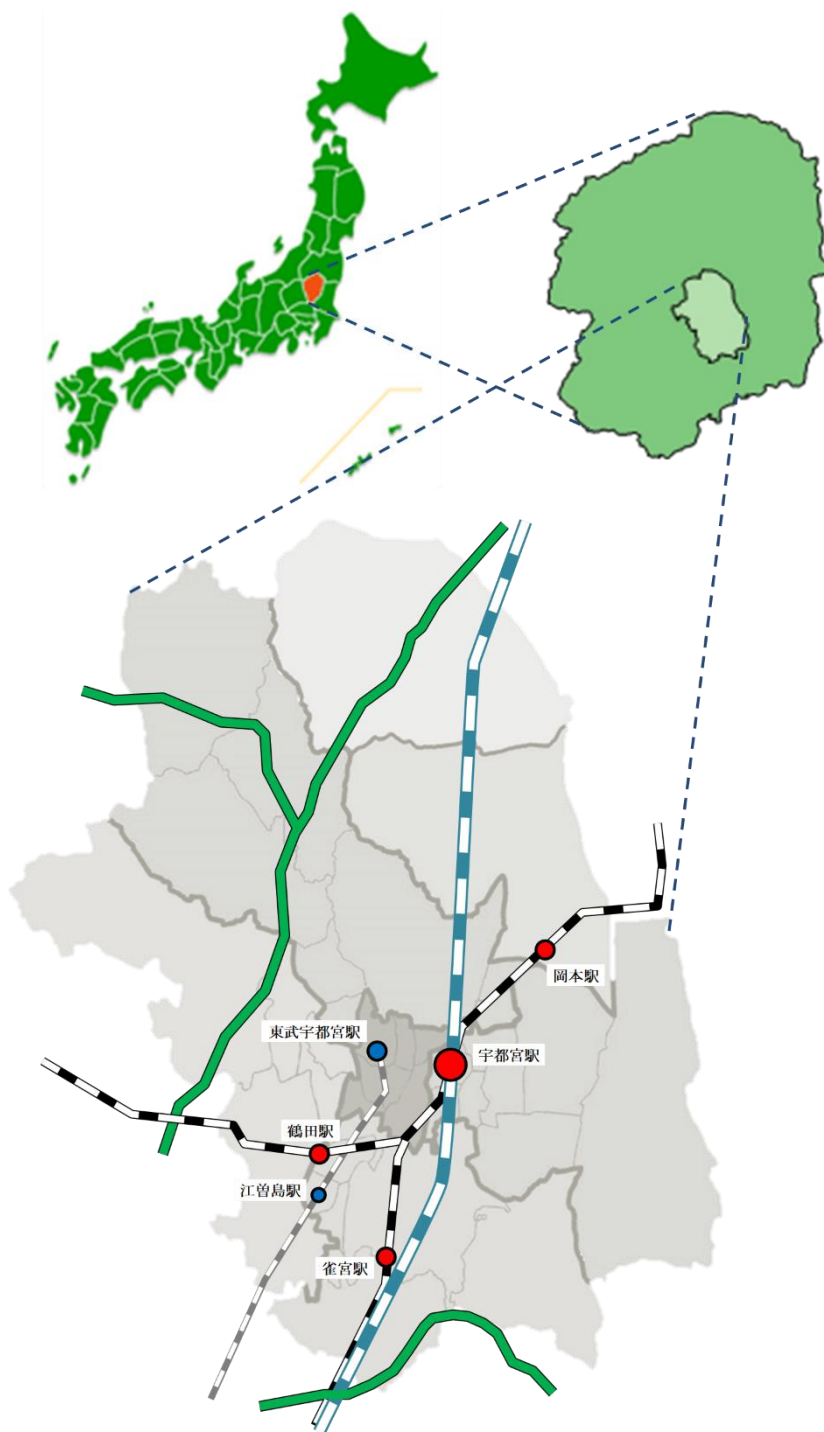


図 1 宇都宮市の位置

2 事業対象地の位置と概要

事業対象地は、市内の北部（JR宇都宮駅から約1.3km）に位置する「新栃木変電所」の南側に隣接するエリア、面積約37haの土地となります。

また、事業対象地は地域未来投資促進法における「重点促進区域」に設定しています。

区域設定の考え方等につきましては、栃木県と県内全市町とが連携して策定した「第2期栃木県基本計画」 (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f01/mirai-tochigi.html>) に記載しています。



図 2 事業対象地

表 1 事業対象地の概要

項目	内容
所在地	栃木県宇都宮市相野沢町1他
地目	農地等
土地面積	約37ha
対象地番	添付資料(⑩対象地番)参照
区域区分	市街化調整区域
防火地域	指定なし
地区計画	指定なし
土地の現況	大部分が農振農用地
インフラ等 について	<p>【上水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配管や供給施設等の整備により、約16,000m³/日の供給が可能です。 ※ 事業対象地に接する道路の一部には、Φ100の配水管が敷設されていますが、使用水量に応じた配水管の追加整備が必要です。 <p>【汚水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象地内は下水道計画区域外になります。別紙に示す適用法令等に基づき適正な汚水処理が必要です。 <p>【雨水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象地内に雨水管の埋設はありません。別紙に示す適用法令等に基づき適正な雨水処理が必要です。 <p>【地下水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下6m程度より帯水層があり、約1,700m³/日程度の取水が可能と推定されます。 <p>【ガス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市ガスの整備はありません。 <p>【電気】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「新栃木変電所」から供給電圧154kVの本線・予備線供給で、最大400MWの電力供給が可能です。 ※ 損害実費弁償契約締結(2027年前半想定)から約3年での電力供給が可能となる条件は以下の通りです。詳細は東電PGとの協議によります。 <ol style="list-style-type: none"> ① 東電PGが指定する需要地点内への受電設備の設置 <ul style="list-style-type: none"> ※ 受電設備は事業者側にて整備する必要があります。 ② 専用供給設備の仕様は、東電PGが指定 ③ 専用供給設備として東電PGが新栃木変電所から需要地点までの電線路を構築

	<p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none">添付資料（②周辺道路）を御参照ください。別紙に示す適用法令等に基づき道路整備が必要となる場合があります。
その他	事業対象地は、道路等の公共施設以外は、民有地です。

III. 募集内容に関する事項

1 募集対象とする事業者

募集対象とする事業者は事業対象地内の土地を取得し、その土地においてデータセンター施設を所有する者（以下、「事業主体」という。）、及びそのデータセンター施設を運営する者（以下、「DC事業者」という。）とします。

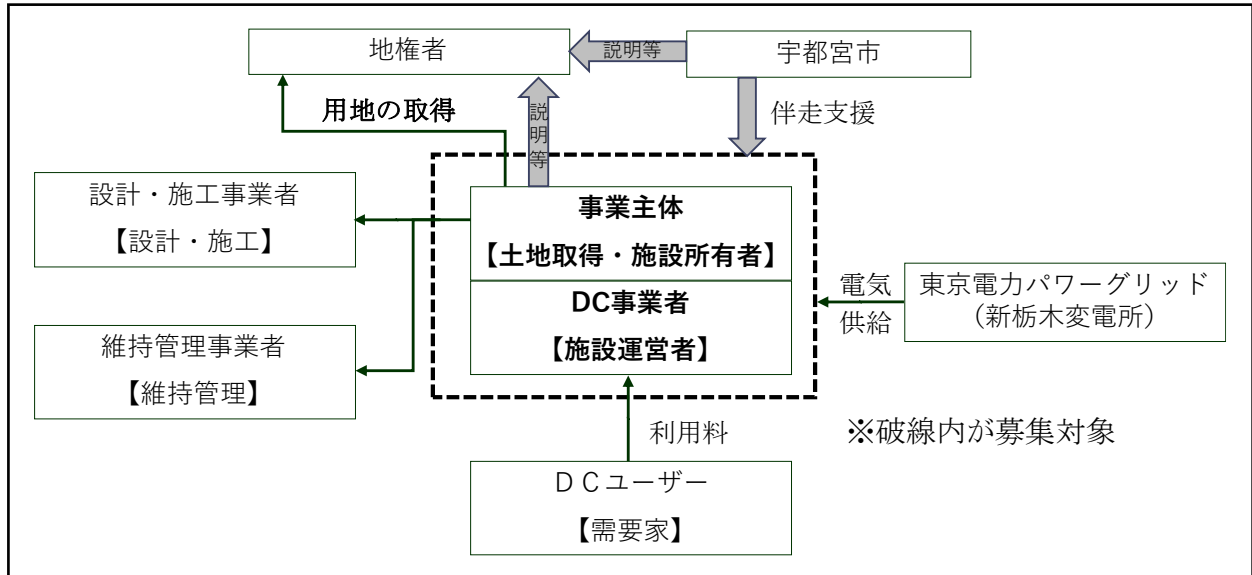


図3 事業スキーム (想定)

(1) 事業者の主な役割

- ① 事業実施に係る地権者全員への説明・理解醸成
- ② 提案内容の事業化に向けた各関係機関との協議・調整
- ③ 事業実施に係る各種法令等に基づく手続き、許認可等の取得
- ④ 事業実施に係る土地（用地）の取得、建物等の移転に伴う補償対応
- ⑤ 地権者の要望、意向への対応
- ⑥ 地域住民等への説明・理解醸成
- ⑦ 宇都宮市への事業実施状況の報告（事業実施期間中の毎年）
- ⑧ データセンター施設の整備、所有、運営

2 事業者決定の流れと想定事業スケジュール

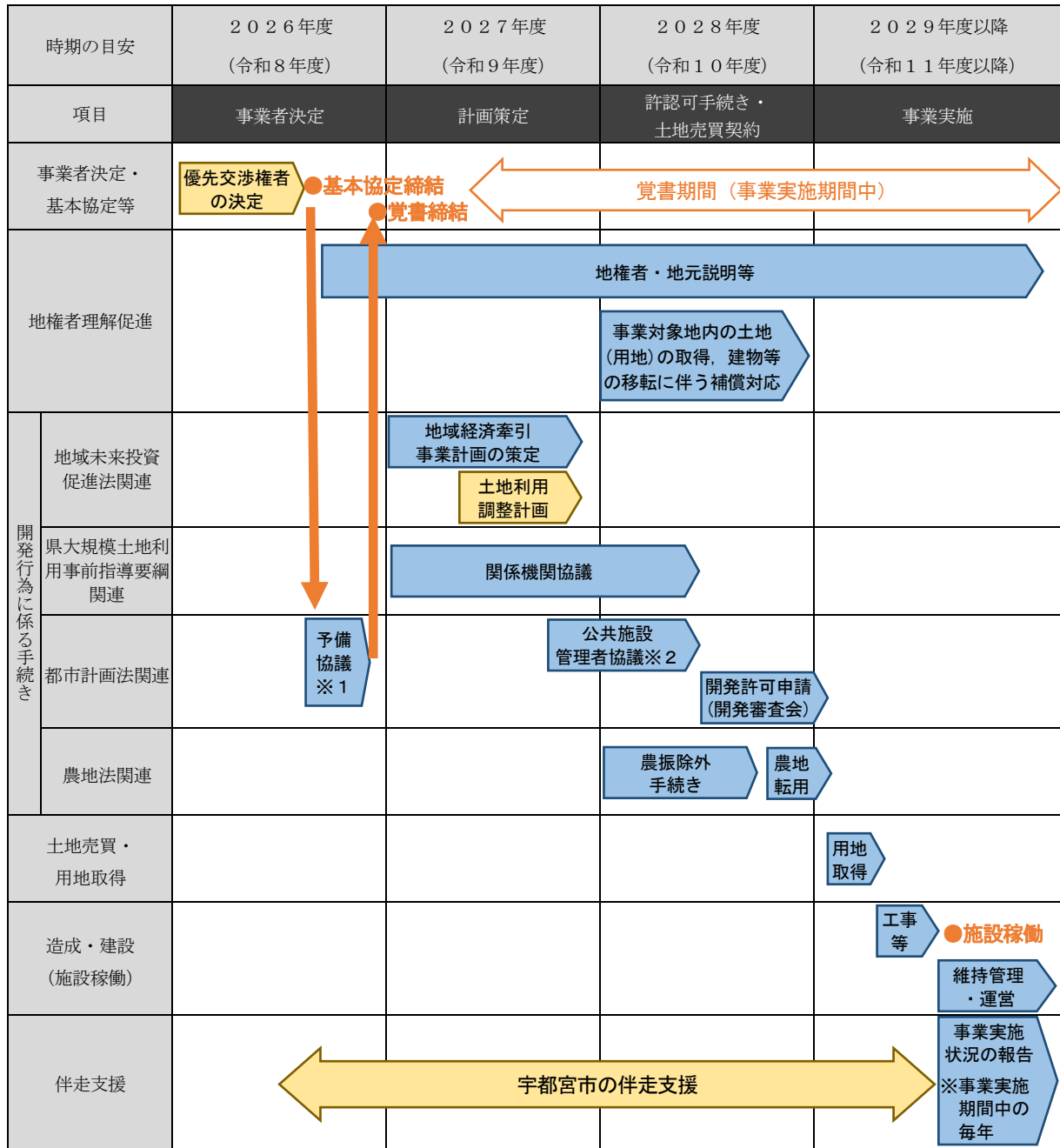
事業者の決定にあたっては、まず、提案内容の審査により最優秀提案者を選定します。

その後、本市において優先交渉権者として決定し、事業実施に関する覚書の締結に向けた対応内容を定める基本協定を締結した上で、本市と開発行為等に関する予備協議を行います。

その予備協議において、建築物の高さの制限や開発許可取得に向けたスケジュール等の調整が整った後に、優先交渉権者と本市で覚書を締結することにより、事業者の決定となります。

想定される事業スケジュールは、以下の通りとなります。(各種手続きの標準処理期間等を参考に作成)

※ 本市と覚書に関する協議が整わない場合は、次順位の事業者と協議することとなります。



【凡例】 市実施 事業者実施

図4 想定事業スケジュール

- ※1 本事業に限り、予備協議として、以下の内容を優先交渉権者と本市において協議を行います。
- ・ 「宇都宮市開発行為等審査基準」のうち、建築物の高さの制限や開発許可取得に向けたスケジュール等について、提案内容をもとに協議・調整を行い、その後、本市において建築物の高さの制限などの施設計画について、開発審査会への意見聴取を行います。
 - ・ 周辺道路の整備及び排水、給水施設について、提案内容をもとに、整備・供給の時期や役割分担などについて、協議・調整を行います。
- ※2 公共施設管理者協議では、宇都宮市宅地開発指導要綱第3条及び都市計画法第32条に基づき、開発行為によって設置される道路、公園、水路などの公共施設の設計、管理、帰属について、各公共施設を管理すべき管理者と事前に協議を行い、開発許可申請前に各公共施設を管理すべき管理者と事前協議書の締結及び帰属等に関する協定書を締結します。

3 提案いただく内容

(1) 提案内容

本事業は、「地域未来投資促進法」の適用を前提とし、地権者交渉から土地取得や各種法令等に基づく許認可、造成、施設整備・運営など事業者が主体となって実施するものです。これを踏まえ、下記項目について御提案ください。

① 事業コンセプト

事業対象地内においてデータセンター整備事業を実施するコンセプトの提案

② 事業実施体制

地権者交渉から土地取得や各種法令等に基づく許認可、造成、施設整備・運営など、事業の確実かつ円滑な実施のほか、地権者や地域との良好な関係構築などが図れる事業実施体制についての提案

③ 事業リスク・資金計画

- ・ 事業の実施段階ごとに顕在化するリスクの洗い出しのほか、その具体的な防止策や対応策等についての提案
- ・ 事業を実現するために必要となる資金の調達手法を含む資金計画についての提案

④ 土地利用計画

- ・ 事業対象地内の現況の土地利用状況を踏まえるとともに、データセンターの維持管理・運営のための動線計画等を含めた効果的かつ効率的な土地利用計画についての提案
- ・ 土地利用計画図、公共施設配置図、造成計画平面図、造成計画断面図を御提出ください。

⑤ 施設計画

- ・ 施設計画（配置図、建物平面図、建物立面図等）のほか、周辺の住環境や農地等への十分な配慮（騒音、排熱、振動、悪臭、水利用、排水、電磁波、風向きや風の強さ、危険物の取扱、電力需給への貢献等）に関する取組についての提案
 - ・ 国の基準を踏まえた電気使用効率（PUE）についての提案
- ※ 最大供給電力400MWを踏まえ、施設機能・規模を提案してください。

⑥ 維持管理・運営

施設の適切かつ安定的な維持管理・運営の体制のほか、地域との良好な関係構築を図る取組についての提案

⑦ 事業スケジュール

用地買収後における造成など、整備スケジュールのほか、事業着手にあたっての工夫などの提案

⑧ 地域貢献

地元企業の活用や雇用促進など、本市の活性化や産業振興、地元還元等に繋がる具体的な地域貢献の取組や考え方等についての提案

⑨ 地権者対応

地権者負担の軽減など、地権者や地域への対応や考え方等についての提案

⑩ その他

本市に対する要望のほか、その他任意の提案があれば、記載してください。

(2) 留意事項

- ・ 複数の提案書の提出はできません。
- ・ 誤字等の軽微なものを除く、提出後の提案内容の変更は認めません。
- ・ 土地利用計画及び施設計画の作成に係る都市計画法上の開発要件等は別紙を御確認ください。
- ・ 提案内容がそのまま開発許可に係る開発・事業計画となるものではなく、提案内容を基に、本市と基本協定を締結後、開発許可申請等に係る予備協議及び地権者説明会・地権者交渉を実施し、施設計画等を調整することになります。その後、本市と事業実施に係る覚書を締結した上で、関係機関との協議・調整等を行い、開発・事業計画を作成していただきます。

IV. 応募資格に関する事項

1 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとします。

- (1) 応募者は、本事業を行う企画力、資本力等経営能力を備えた単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とします。
- (2) 応募企業又は応募グループを構成する「事業主体」、「DC事業者」（以下「構成員」という。）は、(i)法人税の納税証明書、(ii)消費税及び地方消費税の納税証明書、(iii)法人事業税の納税証明書、(iv)宇都宮市に対して市税の滞納がない証明書（宇都宮市に納税義務がある者のみ）、(v)商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、(vi)印鑑証明書等の写しを提出してください。
- (3) 応募グループにより応募する場合、代表企業を定めていただきます。
- (4) 応募企業又は応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることはできません。
- (5) 提案書提出以降の応募グループの構成員変更及び追加は原則認めません。
- (6) 本事業を実施するにあたり、本事業の実施のみを目的とする新たな会社を設立して事業を実施する場合は、応募時点でその旨を記載してください。

2 応募者の資格要件

(1) 経営状況

本事業全体をマネジメントできる資力を有する企業であり、次の資格基準をすべて満たしていることとします。

項目		資格基準
資力	営業キャッシュフロー規模	3期連続でマイナスになっていないこと
	総キャッシュフロー規模	3期連続でマイナスになっていないこと
信用力	経常利益	3期連続で赤字計上していないこと
	自己資本金額	3期連続で債務超過になっていないこと
債務返済能力	利払能力	最近期の値が1.0未満でないこと
	有利子負債比率	最近期の値が100%以上でないこと

【計算式】

- ・ 営業キャッシュフロー規模＝営業利益＋受取利息＋配当金－支払利息・割引料＋減価償却費
- ・ 総キャッシュフロー規模＝当期純利益－配当・賞与＋減価償却費
- ・ 自己資本金額＝純資産の部の合計
- ・ 利払能力＝（営業利益＋受取利息＋配当金＋減価償却費）÷支払利息・割引料
- ・ 有利子負債比率＝有利子負債÷総資産×100

(2) 事業主体【土地取得・施設所有者】の実績

国内又は海外でのデータセンター施設の所有実績を有していること。

国内における土地売買(用地取得)を実施した実績を有していること。

※ 所有実績（任意様式）にデータセンター施設の所有実績について、データセンター施設概要（棟数・床面積）を、土地売買実績に該当する概要（位置・対象地面積等）を記載すること。

(3) DC事業者【施設運営者】の実績

国内又は海外でのデータセンター施設の運営実績を有していること。

※ 運営実績（任意様式）にデータセンター運営の実績について、事業概要及びデータセンター概要（棟数・床面積・稼働開始日）を記載すること。

3 応募企業及び応募グループの構成員の制限

次のいずれかに該当する者は、応募企業及び応募グループの構成員となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年宇都宮市条例第37号）に定める暴力団員又は密接関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）と不適切な関係を有すると認められる者
- (6) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第14条又は第15条の規定に違反する者
- (7) 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づき入札参加保留又は入札参加停止期間中である者
- (8) 直近1年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、地方税（法人事業税）、宇都宮市税（宇都宮市に納税義務がある者のみ）を滞納している者
- (9) 市が本事業について、アドバイザー業務を委託している八千代エンジニアリング株式会社（同委託事業の協力事務所として渥美坂井法律事務所弁護士法人）と資本面又は人事面において関連のある者

4 参加資格確認基準日

上記2及び3の参加資格確認基準日は、提案審査参加申込書の提出日とします。

V. 事業者の募集に関する事項

1 事業者の選定

本市が設置する「新栃木変電所」南側エリアデータセンター整備事業提案審査委員会（以下「提案審査委員会」という。）において最優秀提案者を選定します。その後、本市が優先交渉権者を決定します。

選定方法については、「別添1 提案審査基準書」を参照ください。

2 募集スケジュール

本事業の募集スケジュールは、以下を予定します。

表 2 募集スケジュール

項 目	予定時期
募集要項等の公表	令和8年4月30日（木）
直接対話の参加申込期限	令和8年5月15日（金）
直接対話※	令和8年5月22日（金）、25日（月）
質問の提出期限	令和8年5月29日（金）
質問に関する回答公表	令和8年6月12日（金）
提案審査参加申込書の提出期限	令和8年6月19日（金）
守秘義務対象資料の提供	令和8年6月22日（月）
提案書の提出期限	令和8年9月4日（金）
応募者プレゼンテーション※	令和8年9月30日（水）
優先交渉権者の決定・基本協定の締結	令和8年10月下旬
開発行為に係る予備協議	令和8年11月～令和9年3月
覚書締結	令和9年3月

※ 直接対話及び応募者プレゼンテーションは非公開とします。詳細については、直接対話参加申込者及び応募者に別途お知らせします。

3 応募の手続き

(1) 募集要項等の公表

募集要項等は、本市ホームページで公表します。

(2) 募集要項等に関する直接対話

本事業及び募集について、本市及び応募者となり得る事業者（以下「応募予定者」という。）の相互の理解促進を図るため、募集要項等の内容に係る本市と応募予定者との直接対話を実施します。参加申し込みにあたっては「所有実績」又は「運営実績」を添付してください。

表 3 直接対話の概要

直接対話の開催日時	令和8年5月22日（金）、25日（月）10時～16時 ※ 1応募企業又は、1応募グループあたり1時間以内を想定
参加申込期限	令和8年5月15日（金）17時まで
参加人数	参加人数は6名以内とする。 ※ 応募グループの場合はグループでの参加
参加申込方法	別添の指定様式 様式1-1「直接対話 参加申込書」に必要事項を記入の上、参加申込期限までに「VII.1本募集要項に関する問合せ先」に示すE-mailアドレス宛てに電子メールで提出してください。送付にあたり、件名は「データセンター整備事業・直接対話参加申込【●●】（●●は応募企業名又は、応募グループ名（代表企業名）」としてください。
留意事項	非公開とします。 時間及び会場等の詳細は、申込者に別途お知らせします。

(3) 募集要項等に関する質問及び回答

募集要項等の内容等について、質問を以下のとおり受け付けます。

表 4 質問回答の概要

質問の提出期限	令和8年5月29日（金）17時まで
質問の回答期日	令和8年6月12日（金） ※ 本市ホームページで公表します。
提出方法	別添の指定様式（様式1-2：募集要項等に関する質問書）に必要事項を記入の上、提出期限までに「VII.1本募集要項に関する問合せ先」に示すE-mailアドレス宛てに電子メールで提出してください。件名は「データセンター整備事業・質問【●●】（●●は応募企業名又は、応募グループ名（代表企業名）」としてください。
留意事項	質問を行った企業名は公表しません。

(4) 提案審査参加申込書の提出

応募者は、以下のとおり提案審査参加申込書を提出してください。

参加申し込みにあたっては「所有実績」及び「運営実績」を添付してください。

表 5 提案審査参加申込書の提出

提案審査参加申込書の提出期限	令和8年6月19日（金）17時まで
提出方法	別添の指定様式（様式2-1：提案審査参加申込書）及び（様式2-2：守秘義務に関する誓約書）に必要事項を記入の上、提出期限までに「VII.1 本募集要項に関する問合せ先」に示す E-mail アドレス宛てに電子メールで提出してください。件名は「提案審査参加申込【●●】（●●は応募企業名又は、応募グループ名（代表企業名）」としてください。 守秘義務対象資料については電子メール等で送付します。
留意事項	提出期限までに提案審査参加申込書が提出されない場合は、これ以降の手続きには参加できません。

(5) 本募集に関する追加資料の公表

本市は、募集要項等のほか、本募集に関する追加資料を公表することがあります。この場合は本市ホームページに公表します。

(6) 提案書の提出

応募書類は次のものを提出してください。各様式の記載方法や提出方法については、「別添2様式集」の提案書作成上の留意点や各様式に記載する備考等を参照してください。

表 6 提案書類及び部数

資料名	内容	様式	綴じ方	部数
提出届・資格 審査書類	正 本	3-1～3-5 及び添付資料	A 4判縦 ファイル	1
	副 本	3-1～3-5		1
応募資格に 関する資料	応募企業（応募グループの場合は構成員全社分） の会社概要（パンフレット、定款、登記簿謄本又は 現在事項全部証明書、主要業務実績リスト）	任意		1
	応募企業（応募グループの場合は構成員全社分） の決算書など（直近3期分の貸借対照表、損益計 算書、個別注記表等） ※ 連結決算を行っている場合は、直近1期分 の決算書も提出のこと	任意		1
	応募企業（応募グループの場合は構成員全社分） の納税証明書又は未納のないことの証明 ※ 法人事業税は本店所在地のもの (i)法人税の納税証明書 (ii)消費税及び地方消費税の納税証明書 (iii)法人事業税の納税証明書 (iv)宇都宮市に対して市税の滞納がない証明書 (宇都宮市に納税義務がある者のみ)	—		1
	応募企業又は応募グループの構成員は、次のも のを提出すること (v)商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） (vi)印鑑証明書	—		1
	国内又は海外でのデータセンター施設の所有実 績を証明する資料	—		1
	土地の売買契約、土地売買(用地取得)を実施し た実績を証明する資料	—		1
	国内又は海外でのデータセンター施設の運営実 績を証明する資料	—		1
提案書	正 本	5-1～8-3		A 3判横 ファイル
	副 本		20	
提案 概要書	正 本	9-1～2	A 3判横 ファイル	1
	副 本			20
CD-R	上記、「応募資格に関する資料」、「提案書」及び 「提案概要書」を保存したもの	—	—	2

① 提出期限

提案書の提出期限は、令和8年9月4日（金）の17時までとします。

② 提出方法

VII.1に示す「本募集要項に関する問合せ先」へ持参してください。なお、提出にあたっては、前日までに「本募集要項に関する問合せ先」へ持参する時間を連絡してください。

③ 費用の負担

応募に必要な費用は、応募者の負担とします。

④ 禁止事項

応募にあたって、次の事項を禁止します。禁止事項にあたる行為が発覚した場合には、失格となる場合があります。

優先交渉権者の決定後に禁止事項にあたる行為が判明した場合は、決定を取り消すことがあります。

- ・ 「提案審査委員会」の委員又は選定手続きに従事する市職員若しくは関係者に対し、本募集について不正に接触する行為、その他公正な手続きを妨げる行為
- ・ 提出書類等への虚偽の記載
- ・ 事業対象地内の地権者や地元住民等への接触
- ・ その他、選定手続きにおける不正行為
- ・ 著しく社会的信用を損なう行為
- ・ 優先交渉権者の決定前における他の応募者等に対する提案内容等の意図的な開示
- ・ 本市が配布する資料等の応募に関わる検討以外の目的での使用

⑤ 使用言語及び単位

本事業に関して使用する言語は、原則、日本語とし、使用する単位は計量法に定めるところによるものとします。

⑥ 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属します。また、応募者の提案書は、優先交渉権者を決定する目的以外には使用しません。それ以外で使用する場合には応募者に確認を得て使用します。なお、提出された提案書は返却しません。

提出された提案書については、その公開を拒否する別段の意思表示がない場合には、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号及び宇都宮市情報公開条例（平成12年宇都宮市条例第1号）に基づき公開します。

VI. 提案に関する基本条件

1 費用負担

(1) 土地売買契約

事業主体は、事業実施に係る土地の地権者と土地売買契約を締結し、民有地等を買収して取得します。

(2) 本事業に係る費用

開発行為に係る許認可や事業対象地内外の道路及び上水道等の整備など、本事業に係る費用は、事業者の負担とします。

VII. その他

1 本募集要項に関する問合せ先

【事務局】

宇都宮市 経済部 産業政策課

住 所：〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

T e l：028-632-2442

F a x：028-632-2447

E-mail：u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp